

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

指定届出一覧

届 出 内 容	指定年月日
保険医療機関	令和7年6月1日
結核指定医療機関	令和7年6月1日
生活保護法及び中国残留邦人等 支援法指定医療機関	令和7年6月1日
マイナンバーカードの 健康保険証利用・参加医療機関	令和7年6月1日
難病医療費助成指定医療機関	令和7年6月1日

施設基準届出一覧

届 出 内 容	指定年月日
情報通信機器を用いた診療に 係る基準	令和7年6月1日
ニコチン依存症管理料	令和7年6月1日
医療DX推進体制整備加算	令和7年9月1日
在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料 の注2に規定する 遠隔モニタリング加算	令和7年9月1日

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める揭示事項

◆診療明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様さまへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際に個別の診療報酬の算定項目が分かる明細書を無料で発行しています。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても明細書を無料で発行しています。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

◆医療情報取得加算

当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しており、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。国が定めた診療報酬算定要件に従い、診療報酬点数を算定しております。

◆一般名処方について（1）

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しております。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方を行う事を推進しています。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

療担規則等に基づく厚生労働大臣が定める掲示事項

◆一般名処方について（2）

一般名処方とはお薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

◆長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さまの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部（後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額）が選定療養として、患者さまの自己負担となります。選定療養は保険給付ではない為、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。ご理解頂きますよう、よろしくお願いいたします。

◆医療DX推進体制整備加算

当院では、医療DX推進体制整備について以下のように対応しています。

- ・オンライン請求を行っています。
- ・オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ・電子処方箋を発行する体制を有しています。
- ・医療DX推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行っております。

処方せんの使用期限についてのお知らせ

処方せんの有効期間は交付の日を含めて**4日以内**となっております。（ただし、長期の旅行など特殊の事情があると認められる場合は、この限りではありません）有効期間の切れた処方せんは無効となります。その場合は再度、医療機関を受診し、改めて処方せんの交付が必要となりますので、ご注意ください。

清風会ハートクリニック 院 長